

八王子市特別職報酬等審議会議事録

令和4年(2022年)10月27日(木)

午前11時00分～午前11時45分

議会棟 第5委員会室

出席者 三浦眞一委員(会長)、原島元義委員(会長職務代理)、吉野孝典委員
檜崎亮一委員、秋間利久委員、森田泰介委員、露木輝治委員(委員7名)
(芳林健人委員、木戸和子委員、伊藤サワ委員 欠席)

事務局 総務部長、職員課長、職員課主査、職員課主任(計5名)

会議内容

開 会

1 諮問

以下の資料を配付

- (1) 令和4年人事委員会勧告等の概要(資料1)
- (2) 特別職報酬等一覧(中核市)(資料2-1)
- (3) 特別職報酬等一覧(類似団体)(資料2-2)
- (4) 市長等特別職及び議員の期末手当支給率等(中核市)(資料3-1)
- (5) 市長等特別職及び議員の期末手当支給率等(26市)(資料3-2)
- (6) 諮問書の写し

2 審議

【会長】これより諮問に対する審議を開始します。

市長からの諮問を検討するにあたり、事務局から関連する状況などを説明願います。

【事務局】これまでの審議経過及び内容について簡単に御説明します。

平成28年度から令和3年度までは、中核市や類似団体との特別職の報酬等の比較において、社会情勢等に大きな変化は生じていないとして、議員報酬及び市長等の給与について改定は行いませんでした。

報酬額を改定したのは、平成27年度まで遡ることとなります。その際は社会経済情勢、人事院及び東京都人事委員会における引き上げ勧告といった状況を確認し、特別職の報酬等については職責に応じたものでなければならないという議論の中で、議員報酬と市長の給与について増額を行いました。また、一方で教育長と常勤監査委員については他市と比べ高い水準にあったことから、減額を行いました。

今回は、令和3年11月8日の前回答申から約1年が経過し、社会経済情勢等の変化から、現在の特別職の報酬等が適正な水準を維持しているか、御審議いただくため、お集りいただきました。

では、令和4年人事委員会勧告等の概要について、御説明いたします。

これは東京都人事委員会が、地方公務員法に基づき、職員の給与水準を民間従業員の給与水準に均衡させることを基本として、公民較差の精確な算定を行い、適正な給与水準を確保するよう勧告したものです。

勧告の内容ですが、例月給については、公民較差解消のため、若年層の給料表を4年ぶりに引き上げ改定とし、特別給（賞与）については、年間支給月数を4.45月から4.55月分へ0.10月数分引き上げ、勤勉手当に配分するとしております。こちらも3年ぶりの引き上げとなっております。

続いて、資料2-1については、中核市の特別職の報酬額を、資料2-2については、本市と類似した団体の状況を一覧としてまとめたものです。

それぞれの資料には、一番左側から、令和4年1月1日時点の住民基本台帳人口を、次に左側から市長、副市長、教育長、常勤監査委員、議長、副議長、常任委員長、議運委員長、議員の順に報酬額を掲載しています。

人口及び報酬額のそれぞれの左側の欄には順位を表示し、金額の右側の欄には、改定前の金額と改定後の金額との増減を掲載しています。

報酬額については、中核市の岡崎市のみが改定し、市長、副市長、教育長、常勤監査委員、議長、副議長及び議員の額を引き下げています。

八王子市における特別職の報酬額は、どの職も前年と同額ですが、岡崎市が報酬額を引き下げたことにより副市長の順位が前年の9位から8位へと変動しています。

なお、類似団体内の順位については、前年度から変動はありません。

【会長】事務局の説明に関して、御質問や御意見ございましたら挙手をお願いします。

【委員】昨年度から今年度にかけて、中核市の中で改定があったのは岡崎市の1市のみということでしょうか。

【事務局】はい、そうです。

【委員】昨年度からこの審議会に参加していますが、報酬月額のみで審議するのでなく、期末手当を含めた年収レベルでの比較検討が必要ではないかと思っています。後ほど報告があると思いますが、中核市の中では八王子市の期末手当の支給月数は高く位置づけられています。報酬月額が低い場合でも、期末手当の支給月数が高い場合は年収が高くなります。特別職報酬等審議会条例では、審議会の所掌事項として特別職の報酬等の額を審議するとなっておりますが、報酬月額だけで報酬額の水準を議論していいのか気になります。

【事務局】国の人事院勧告や、都の人事委員会勧告では、月額の給与支給額と賞与の支給実績を分けて調査、比較していることを参考にして、このような方法で審議しています。地方公務員の給与は、情勢適応の原則、均衡の原則に基づいて職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させる必要があります。人事委員会のない本市としては東京都人事委員会勧告を客観的な水準として、月例給と特別給（賞与）をそれぞれ比較しています。

【会長】色々と比較の方法は考えられますが、行政機関の場合、まずは月額の報酬等について比較するという方法なのでしょう。また、後ほど報告事項で期末手当の支給率にも触れますし、合算すれば年収レベルのこともわかることから、現状はこのような手法で進め

ることになることを御理解いただければと思います。

【委員】資料1の内容は、東京都の職員と民間企業の従業員との給与比較ということによろしいですか。

【事務局】はい。

【委員】八王子市の職員と民間企業との比較はどのような状況でしょうか。

【事務局】八王子市は、東京都に準じた給与となっておりますので、資料1の状況を参考にいただければと思います。

【委員】資料には東京都職員と民間企業の従業員の給与水準を比較した結果が示されていますが、都の職員と八王子市の職員の給与は同様の水準であると理解してよろしいのでしょうか。

【事務局】そのとおりです。

【委員】そうであれば、勧告に沿った形で決めていくというのは妥当であると考えます。

【委員】特別職の報酬等について、現行のままでよいのではないのでしょうか。私はそのように思います。

【委員】自治体ごとに特別職も職務の内容や業務量には差があると思います。単純に人口規模だけでは比較できませんが、他に何か測る指標はありますか。

【事務局】職務の内容や業務量を比較するのは難しいと思います。資料2-1については、中核市を比較しています。また、後ほど報告する資料3-2では、都内26市の期末手当の支給率等の状況を提示しています。26市で比較した場合、八王子市の順位は高くなっていますが、それは都内唯一の中核市として権限の違いもあり、1位に位置づけられていると思います。また、首都の中核市と地方都市の中核市では業務量や求められる役割もそれぞれ異なると思います。他の比較検討する指標としては業務量や権限の違いなどが考えられると思います。

【委員】今の説明では、資料3-2において八王子市が上位に位置しているのは業務量や権限の違いにより差が生じているもの、資料2-1においては中核市同士の比較になるのと同じような業務量や権限での状況ということでしょうか

【事務局】さらに違いがあるとすると、都道府県ごとに民間企業との比較を行っている関係から、それぞれの中核市の地域性から比較する地域によって給与比較に差が出ているということも考えられると思います。

【委員】政府の方針として賃上げを図っていくという中では、民間企業の賃金もこれから上がっていくことと思いますので、公の部分では、会計年度任用職員も含めて賃上げを率先していくことをお願いしたいと思います。

【委員】議員の数が自治体規模によって違うと思うので、人口規模に応じた議員数なのか、格差は生じてないのかなど、人口と議員数の関係を踏まえながら比較もできるのではないかと思います。また、設置されている常任委員会などの数も、自治体によって異なると思うので、今後は常任委員長等の金額の比較もあると、より分かりやすいと思います。

【委員】特別職の報酬額については、八王子市は中核市なので26市の他市と状況は異なります。社会情勢からすると少し減額してもよろしいかと思いますが、まずは現行の報酬額

の水準のまま、八王子市のために職責を果たしていただければと思います。

【会長】全員から意見を伺いましたが、現行の報酬額を維持するのがいいという意見が多かったように思います。本審議会としては、議員報酬及び市長等の給与について、令和4年の勧告内容、及び類似都市の比較等を参考に審議を行いました。改定すべきという御意見、理由がございませんでしたので、現在の報酬額については、適正な水準を維持しているものとして、今回は現行の報酬額のまま、改定の必要はなしとさせていただいてよろしいでしょうか。

【委員】異議なし

【会長】それでは、事務局で審議会の意見をふまえて答申書の作成をお願いします。

事務局に答申書を作成していただいている間に次第の報告事項に移りたいと思います。

3 報告

【会長】特別職の期末手当の支給率について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】資料3-1は、中核市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率等（令和3年度実績）を一覧にまとめたものです。

左側から、算定基礎として支給額を計算する際の基礎となる給料月額、地域手当、役職加算の3つの要素を、次に計算方法を示しております。算定基礎の各要素の欄には、期末手当の支給額を計算する際に盛り込んでいるものには「○」を付しています。

計算方法の右側には、市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順にそれぞれの給与月額、年間支給月数、役職加算の割合、年間支給額と年間支給額の中核市内での順位を表示しています。

資料3-2は、26市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率（令和3年度実績）を一覧にまとめたものです。

左側から市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順に、給料月額、年間の支給月数、役職加算率、年間支給額、26市内での順位を表示しています。

八王子市の市長等の特別職及び議員の期末手当の年間の支給月数については、全て4.45月分となっております。特別職の期末手当については、これまで本市では職員の期末・勤勉手当と合わせて改定を行ってきました。

先ほど、説明しました人事委員会勧告によると、職員の特別給（賞与）について年間支給月数を4.45月から4.55月へと0.1月分引き上げ、その配分を期末手当と勤勉手当とあるうち勤勉手当により実施するとしていますが、特別職については期末手当しかないため、年間の引き上げ分をその期末手当により実施するものです。

資料としては、中核市と26市の状況を配付しておりますが、本市は都内唯一の中核市でもありますので、中核市の状況を取りまとめた資料3-1において比較・検討し、御意見いただければと思います。

また、単に支給月数だけでなく、盛り込まれている要素や年間支給額も併せて、比較していただければと思います。

具体的には、資料3-1の豊田市の市長の欄を御覧ください。

年間支給月数は3.25月となっており、本市より低い支給月数となっておりますが、算定要素として、本市では盛り込んでいない地域手当、管理職加算が盛り込まれているため、年間支給額は本市よりも高い602万4,908円となっております。

そのような状況も踏まえながら、御意見いただければと思います。

なお、事務局において、他市の改定状況を確認したところ、本市を除く25市中17市が改定するとの状況でした。

その改定する全ての市が支給月数を、職員と同様に0.1月分引き上げる状況です。

【会長】特別職の期末手当の支給率につきましては、本審議会の審議事項ではありませんが、皆様から御意見があればお願いいたします。

【委員】役職加算がすべての職で20%になっている。役職ごとに差があってもよいのではないかという感じはあります。

支給月数を職員とともに0.1月分を引き上げることは、これまでの考え方を尊重し、理解します。

【委員】自治体によって、支給月数が少なくても、役職加算等の割合で結果的には総額が多くなる場合がありますので、わかりづらいですね。

【会長】同じ基準で比較できないところが難しいところです。

他には意見がないようなので、本審議会の意見としては、これまでの考え方からして特別職の期末手当の支給率については職員とあわせて改定することが妥当であるということではよろしいでしょうか。

【委員】異議なし

【会長】皆さんからの御意見は、参考意見として議事録に記載していただきますようお願いいたします。また、参考意見となりますので、他の委員の方で御意見がありましたら、後ほどでも構わないので事務局へ連絡してください。

答申案が整ったようなので、事務局は読み上げをお願いします。

【事務局】 [答申案読み上げ]

【会長】答申案を読み上げていただきましたが、御異議はございますか。

【委員】異議なし。

【会長】それでは、以上をもって本審議会の答申とさせていただくということで、よろしいですか。

【委員】異議なし。

【会長】答申の内容については、案のとおりとさせていただきます。

それでは、事務局で体裁を整えて、市長へ提出をお願いしたいと思います。

本日の審議は以上で終了とします。今回の議事録については、ホームページで公表することになりますが、事務局は公表前に各委員に内容確認願います。

ありがとうございました。

閉 会